



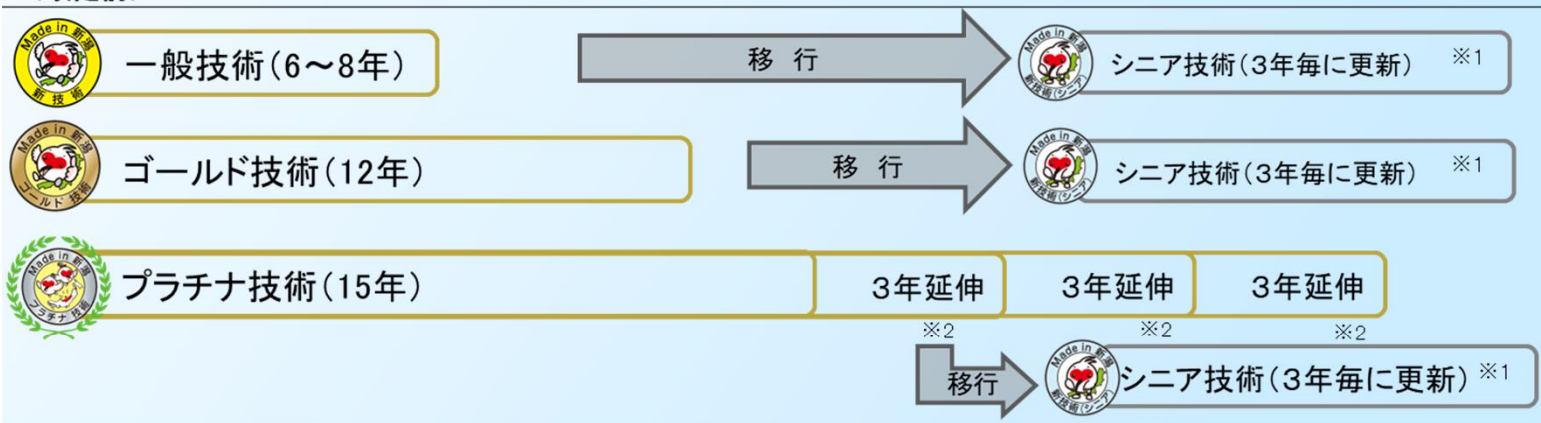
「Made in 新潟 新技術 普及・活用制度」の登録期限を延長します

(改正内容)

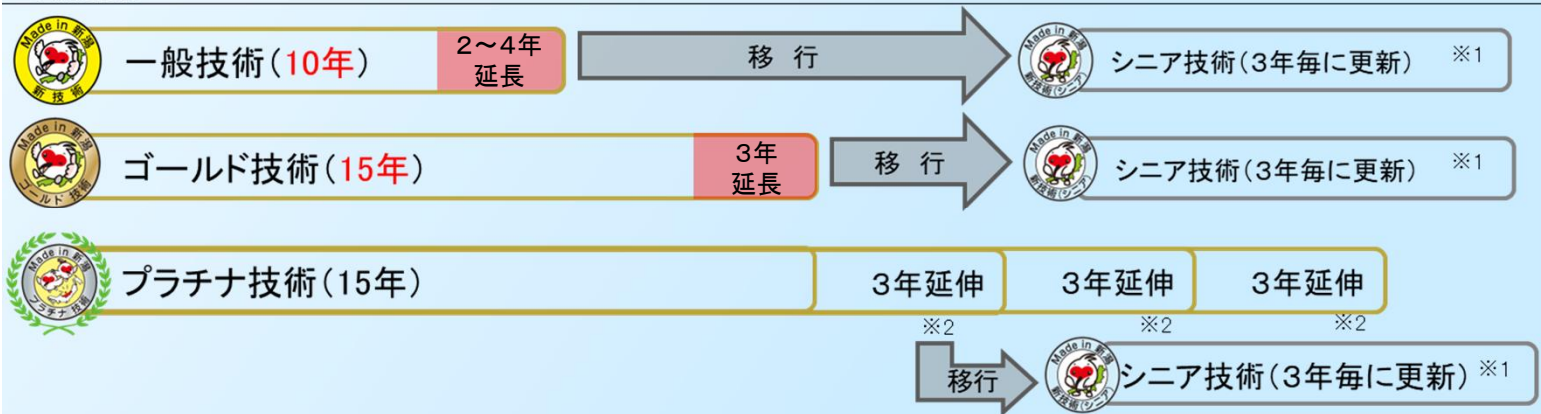
- 一般技術の登録期限を**10年に延長**します
- ゴールド技術の登録期限を**15年に延長**します

(登録期限の延長内容)

<改定前>



<改定後>



※1 3年毎の更新時に、過去3年間活用がなければ登録を抹消。

※2 登録期限満了年度に、満了年度の前年度から過去3箇年度の平均活用状況(件数又は売上額)を確認。

一定以上の活用があれば、登録期限を3年延伸し、なければシニア技術に移行。

※3 本適用は現登録済み技術についても適用

(改正による効果)

- 登録期限を延長することで、優れた技術をより適切に評価できるよう制度を改正し、一般技術からゴールド技術・プラチナ技術への移行を促進します
- 登録期限の延長により、企業の開発意欲を高め、登録技術数のさらなる増加につなげます